

蒲郡市防犯カメラの道路の占用の許可基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）第32条及び第33条並びに蒲郡市道路管理規則（昭和51年蒲郡市規則第4号）第3条の規定に基づく道路の占用の許可に係る防犯カメラの道路の占用の許可基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用の期間)

第2条 防犯カメラの占用の期間は、5年以内とする。

(許可基準)

第3条 防犯カメラの占用の許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 蒲郡市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき設置されるものであること。
- (2) 既設の街路灯又は道路の占有をしている防犯灯その他これに類する物件（以下「占有物件」という。）に添加するものであること。ただし、既設の街路灯若しくは占有物件がない場合又は既設の街路灯若しくは占有物件に添加することが構造的にできない場合は、通行の安全を確保できる範囲で、最小限の規模及び数量の柱を独自に設けて設置することができる。
- (3) 他人の占有物件に添加する場合は、当該占有物件の管理者の了解を得ること。
- (4) 防犯カメラの最下部と路面との距離は、5メートル以上であること。ただし、歩道上においては、3メートル以上とすることができる。
- (5) 風圧その他の外力に対して十分な強度を有する構造であること。
- (6) 電力ケーブルは、単独で設けること。
- (7) 防犯カメラを設置している柱等に防犯カメラを設置する旨及び占有者名の表示を添加すること。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの道路の占用の許可基準等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。